

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

三重国民年金 事案 743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 37 年 5 月に結婚したのを契機に、しばらくして夫婦一緒に国民年金に加入した。加入当時は、妻が夫婦の保険料を自治会に納付していたのに、申立期間が未納となっているのは、納得できない。

また、保険料を払い始めた昭和 37 年 9 月以降の約 2 年間、未納となっていた 36 年 4 月からの保険料についても、分割して併せて納付していた記憶があるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、国民年金保険料の納付が開始されている昭和 39 年 4 月以降、経済的な事情による平成元年 4 月から 60 歳に到達する 4 年*月までの未納期間を除き、約 25 年にわたる国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の妻も、同様に、昭和 39 年 4 月以降、平成元年 4 月から 4 年 3 月までの未納期間を除き、約 31 年にわたる国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、夫婦共に、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月までについては、夫婦の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻に聴取したところ、その妻は当時のことを明確に記憶しており、結婚するまでは夫婦共に国民年金に加入していなかったが、37 年 5 月に結婚した後、同年 8 月ごろに、当時申立人が居住していた市に転入届を提出するとともに、夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人から提出された婚姻届の写しから、申立人夫婦が同年 5 月*日に結婚式を挙げたことが確認できる上、同市の住民

票から、申立人の妻が同年8月31日に同市の住民となっていることが確認できることから、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人の妻は、夫婦の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたとしているところ、申立人が所持している昭和41年4月1日発行の夫婦の国民年金手帳及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、保険料の納付日が確認できる41年10月から44年3月までの期間及び昭和46年度については夫婦が同日に納付していることが確認できる上、当該被保険者名簿には、集金人による保険料の集金が行われていた旨の記載があるほか、申立人の妻が納付したとする保険料についても、当時の保険料額と一致していること等から、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年8月までについては、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を開始したとしている昭和37年9月以降、36年4月からの未納分についても、現年度保険料と併せて集金人に納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、当時、集金人による過年度保険料の集金は行われていなかったと回答していることから、申立内容に不合理な点がみられる上、申立人及びその妻に聴取しても、当該期間に係る過年度納付について明確な記憶は無い。

さらに、申立期間のうち、昭和36年4月から37年8月までについて、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月まで

昭和 37 年 5 月に結婚したのを契機に、しばらくして夫婦一緒に国民年金に加入した。加入当時は、私が夫婦の保険料を自治会に納付していたのに、申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、国民年金保険料の納付が開始されている昭和 39 年 4 月以降、経済的な事情による平成元年 4 月から 4 年 3 月までの未納期間を除き、約 31 年にわたる国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、同様に、昭和 39 年 4 月以降、平成元年 4 月から 60 歳に到達する 4 年*月までの未納期間を除き、約 25 年にわたる国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、夫婦共に、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った当時のことを明確に記憶しており、結婚するまでは夫婦共に国民年金に加入していなかったが、昭和 37 年 5 月に結婚した後、同年 8 月ごろに、当時申立人の夫が居住していた市に転入届を提出するとともに、夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人から提出された婚姻届の写しから、申立人夫婦が同年 5 月*日に結婚式を挙げたことが確認できる上、同市の住民票から、申立人が同年 8 月 31 日に同市の住民となっていることが確認できることから、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、夫婦の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたとしているところ、申立人が所持している昭和 41 年 4 月 1 日発行の夫婦の

国民年金手帳及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、保険料の納付日が確認できる 41 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び昭和 46 年度については夫婦が同日に納付していることが確認できる上、当該被保険者名簿には、集金人による保険料の集金が行われていた旨の記載があるほか、申立人が納付したとする保険料についても、当時の保険料額と一致していること等から、申立内容は信憑性^{ひようせい}が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月1日から20年9月1日まで

A社B製作所で勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所を確認したところ、記録が無い旨の回答があった。私と一緒に入社した同僚は厚生年金保険の記録が判明しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に入社した同僚の供述及び申立人のA社B製作所への入社から退社するまでの間の勤務状況及び終戦後の工場閉鎖に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票を見ると、年金番号は住所地ごとにまとめて払い出されていることがうかがわれるところ、同索引票には、申立人と一緒に入社したとする同僚6名とともに、申立人と氏名が一字、生年月日が一日異なる者の記録が連続した年金番号で記載されている。当該記録は基礎年金番号に未統合となっている上、同僚は「申立人と一緒に入社した。当時、当該事業所には地域の職業安定所ごとにまとめて入社していたが、同じ地域の職業安定所から一緒に入社した者の中にはこのような氏名の者はいなかったと思う。」と供述していることから、申

立人に係る厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

さらに、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）加入に係る供述、同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

三重厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月28日から同年4月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月28日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月13日から同年4月1日まで

A社での厚生年金保険加入期間について照会したところ、平成6年4月1日資格取得となっており、同年3月について厚生年金保険に加入していない旨の回答であった。しかし、実際には同年3月13日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している稟議書^{りんぎ}（起案文書）により、申立人が申立期間のうち平成6年3月28日から同年4月1日までの期間に同事業所で勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成6年分の源泉徴収票により、A社において控除されたと推認できる厚生年金保険料は、上記期間も含めた期間における保険料が控除されたものと判断できる上、1か月当たりの保険料額は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額とおおむね一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成6年3月28日から同年4月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管している厚生年金

保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が平成 6 年 4 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 6 年 3 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年3月1日に訂正し、また、同社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和33年1月6日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和32年12月26日から33年1月6日まで

私は、昭和30年3月1日から平成10年6月末までA社で退職することなく勤務しており、その間も給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B社が保有する有価証券報告書の写し及び同僚の供述から、申立人がA社C工場に昭和30年3月1日から33年1月6日まで勤務していたことが認められる。

申立期間①について、申立人は「昭和30年3月1日にA社に入社し、入社後2か月間は現場で研修を行っていた。同社から支給された3月分の給与明細書には厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。また、申立人が同時期に入社したと記憶している同僚は「学校を卒業後に同社に入社し、入社後数か月間は研修期間があった。厚生年金保険料は最初の給与か

ら控除されていたと思う。」と供述しているところ、この同僚の同社における厚生年金保険の資格取得日は 30 年 2 月 25 日と記録されている。さらに、ほかの複数の同僚も「当時は学校を卒業する前から同社に入社して研修を受けていた。入社したときから厚生年金保険の記録はある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②については、A社C工場に継続して勤務し（昭和 33 年 1 月 6 日にA社C工場から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 30 年 4 月の社会保険事務所の記録から 1 万 2,000 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、32 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社D工場に異動した 3 人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該異動に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月26日から同年3月1日まで

私はA社に平成3年2月28日に退職したため、資格喪失日は同年3月1日のはずであるが、社会保険事務所の記録では資格喪失日が同年2月26日になっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳、申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された賃金台帳、退職日が確認できる書類から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び平成2年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
私が 20 歳になる年の昭和 62 年 3 月ごろ、市役所から同年 4 月から 1 年分の国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、母親が保険料を毎月銀行で納付していた。納めていたのは間違いないので、もう一度確かめてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 10 月までについては、申立人は 20 歳到達前であるため、制度上、国民年金の被保険者となることはできない上、申立期間当時、申立人は学生であるため、国民年金に加入するためには任意加入手続を行わなければならないが、申立人の母親に聴取しても、申立人に係る国民年金の加入手続を行った記憶及び国民年金手帳を受領した記憶は無いとしているほか、社会保険事務所及び市に確認しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立人の母親による申立人が国民年金に加入した経緯や、納付したとする金額等の説明は、制度改正により、学生が任意加入から強制加入になった平成 3 年 4 月以降の状況と一致しており、申立人の弟が同年 5 月に国民年金に加入していることから推測すると、申立人の母親は、申立人の弟に係る保険料納付を申立人の保険料納付と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年8月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月から、友達と相談し、国民年金に加入し、付加保険料も併せて国民年金保険料を納付していた。

昭和40年9月から10年間会社に勤めた後、国民年金に再加入したが、申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、当初、申立期間については付加保険料も併せて保険料を納付していたと主張していたが、申立期間当時に付加年金は創設されていない上、申立人は、その後、申立期間に付加保険料を納付していたのは記憶違いであるとするなど、申立期間当時の記憶が曖昧である。

さらに、市に確認しても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無いほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されており、申立人の名字の読み方を替えるなどして調査しても、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立期間は婚姻期間で、その夫は厚生年金保険に加入しているため、申立期間については国民年金に任意加入することとなるが、任意加入対象期間については、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立人の友人に聴取しても、申立人が国民年金に加入した時期等についての記憶は明確でない上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 9 月 20 日まで

私は、営業マンとしてA社に昭和 49 年 1 月 15 日に入社し、同年 10 月 31 日まで勤務した後、関連会社であるB社に同年 11 月 1 日に異動したが、勤務していた支店は変わらず、会社の名称がA社からB社に変更になったことを伝えられた。当時の給与明細書等の資料は無いが、同支店では、50 年 9 月 20 日まで勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の法人登記簿謄本により複数の者が両社の役員を兼務していること及び当時の同僚の供述から、両社が関連会社であることは確認できる。

しかし、A社は昭和 49 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法人登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 48 年 5 月 8 日以降に資格取得した者の被保険者原票は無く、申立期間①について申立人の被保険者原票は無い。さらに、社会保険庁の記録により、申立人が申立期間①においてA社の上司又は同僚であったとしている6人の厚生年金保険の加入状況をみると、4人は、申立期間①についてはA社では加入記録が無く、B社において厚生年金保険に加入しており、2人は両社共に加入記録が無いことから、A社では必ずしもすべての従業員を

厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる上、このうち、連絡が取れた1人に照会したものの、当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができなかった。

B社は昭和50年10月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法人登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和48年11月31日資格取得）から*番（昭和50年7月29日資格取得、同年7月30日以降に資格取得した者の被保険者原票は無い。）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から同年 6 月 1 日まで

私が提出した履歴カードに記載されているように昭和 44 年 3 月 3 日から A 社 B 局管内において常勤で勤務していた。当時の給与の各種の控除には厚生年金保険料や健康保険料が含まれていたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社 B 局の履歴カード（申立人の人事記録）の写しにより、申立人が申立期間に同事業所で臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B 局 C 部が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、D 社及び A 社の清算事業事務を執り行う E 団体に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に A 社 B 局に在籍していた複数の同僚に照会したところ、「当該事業所に臨時雇用員として入社し、その 2、3 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」旨の回答があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社 B 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 4 日から 28 年 1 月 18 日まで
② 昭和 28 年 1 月 18 日から 32 年 12 月 16 日まで

私は、A事業所の閉鎖により解雇されたが、その当時、脱退手当金を受給した記憶は無い。当時の同僚の中には、脱退手当金を受給せず、同社での加入期間を厚生年金保険被保険者期間に通算して現在、年金を受給している人がいる。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前3ページ後5ページに記載されている申立人以外の女性 114 人のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 12 月の前 2 年程度の期間内に資格喪失した者 46 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、36 人について支給記録があり、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 2 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 623

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 25 日から同年 8 月 20 日まで
A社からB社には、ほとんど間を空けずに転職したことを覚えている。
A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、B社に入社する直前の昭和 41 年 8 月 20 日だったはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は記載されていないものの昭和 41 年 3 月 9 日資格取得、同年 6 月 30 日離職となっており、申立人が少なくとも申立期間のうち同年 6 月 30 日まではA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を覚えていないため、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

私の全く知らないところで申立期間に係る標準報酬月額が減額されていた。申立期間のころは会社も経営不振で給料も遅延していたが 30 万円から 33 万円はもらっていた。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は平成 7 年 2 月 6 日付けで処理されているが、当該処理日は、申立人が勤務していた A 社が適用事業所に該当しなくなった旨の処理及び申立人の被保険者資格喪失の処理と同日であることが確認できる。

しかし、この記録の処理は、事業主等が申立人の標準報酬月額^{そきゅう}を遡及して訂正したものではなく、事業主等が適正な時期に提出すべきであった届出を遅延して行ったことによるものであることから、社会保険事務所の事務手続に不合理な点は見当たらない。

また、申立人には申立期間における報酬月額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、A 社は既に解散しており、申立内容を確認できる資料も無い。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年ごろから 33 年ごろまで
② 昭和 53 年 3 月 14 日から同年 4 月 13 日まで

私は、申立期間①にA社で菓子を缶に詰める仕事をしていました。また、申立期間②にB社で機械の部品を扱う仕事をしていました。給与から保険料が控除されていたかどうかは不明であるが納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はC市にあったA社で勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、C市において同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会しても、A社の閉鎖登記簿（法人登記簿）は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人がB社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②にB社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和53年1月26日資格取得）から*番（昭和53年4月27日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月3日から20年9月1日まで

私は、脱退手当金を請求したことも無く、受け取ったことも無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、いわゆる短期脱退手当金が支給されたこととされているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、資格期間、支給金額、支給日など具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。